

株 主 各 位

滋賀県彦根市宮田町591番地1

フジテック株式会社

代表取締役 内 山 高 一
社 長

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成22年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 滋賀県彦根市宮田町591番地1
当社 本店ビッグウィングホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第63期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | | 会計監査人選任の件 |
| 第4号議案 | | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）
更新の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujitec.co.jp/kessan/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

①経営環境と事業展開

当連結会計年度の世界経済は、2008年秋以降の金融市場の混乱と実体経済の急減速を脱し、日本・欧米では政策効果もあり、期の後半に向けて緩やかな回復がみられました。アジア地域では、中国は景気刺激策により、内需を中心に景気は急回復を辿り、その他のアジア地域も、各国の景気対策や輸出の増加を背景に、総じて回復基調で推移しました。

昇降機業界におきましては、中国市場では不動産開発投資の回復により、需要は比較的堅調に推移した一方、北米、日本を始めとするその他の市場では不動産市況の冷え込みにより、集合住宅用、商業施設用ともに需要は低調に推移し、厳しい事業環境が続きました。

このような情勢の下、当社グループは、国内のエスカレータ拠点とメンテナンス・モダンゼーションのアフターマーケット拠点の再構築・拡充を図りました。兵庫県豊岡市のエスカレータ拠点「ビッグステップ」では、社屋・工場棟の再構築が完了し、エスカレータの開発から設計・生産に至るまで、スピーディーな一貫体制を確立しました。大阪府茨木市には、据付・メンテナンス技術の革新に取り組む「フィールド技術研究所」を始め、研修施設を一段と拡充した「人材開発センター」、グローバル拠点とも連携した部品の供給基地「部品センター」を集約いたしました。さらに、エレベータ遠隔監視センター「セーフネットセンター」を併設しており、アフターマーケットの中核拠点「ビッグフィット」として生まれ変わりました。これにより、フィールド技術の開発・研修体制の強化と据付・メンテナンス品質の更なる向上を図るとともに、増大するメンテナンス・モダンゼーションの需要に応える事業基盤を確立しました。

中国では、「富士達電梯配件(上海)有限公司」(上海調達センター)の新工場が2009年10月から本格稼働し、高性能・高品質な機器部品のグローバルな供給体制を構築しました。

営業活動では、国内市場で改正建築基準法や大容量化に対応したエレベータ、新「エクシオール」を発売し、販売拡大に努めましたが、マンション着工の大幅な減少などで、新設工事受注は大きく減少しました。一方で、設置後20年以上が経過したエレベータ・エスカレータを改修し、安全性、信頼性、経済性の向上やデザイン面での刷新を図るモダンゼーション事業では、商品メニューを拡充し、受注・売上ともに順調に増加しています。

海外市場においては、世界最大の昇降機市場である中国で、集合住宅向けエレベータ「GLVF-II」や「GLVF-E」の受注が伸長するとともに、標準型エスカレータ「GS-NX」シリーズの受注も拡大しました。しかしながら、中東やシンガポールおよび韓国での大型受注の減少に加え、為替の円高の影響もあり、海外受注高は減少しました。

以上の結果、国内受注高は441億14百万円(前期比10.1%減)、海外受注高は577億5百万

円（同19.6%減）となり、受注高合計は1,018億20百万円（同15.8%減）となりました。なお、海外受注高は為替変動による影響を除くと、実質8.8%減となっています。

売上高は、国内売上高480億66百万円（同5.0%増）に対し、海外売上高が580億70百万円（同6.1%減）となり、1,061億37百万円（同1.4%減）となりました。なお、海外売上高は為替変動による影響を除くと、中国での大幅な増加により実質7.1%増となっています。

受注残高については、国内受注残高はモダンゼーション・修理工事が増加したものの、新設工事が大きく減少したことにより、372億21百万円（前期末比9.5%減）となり、海外受注残高は中国で大きく増加した一方、北米などで減少したため、622億34百万円（同12.3%減）となり、受注残高合計は994億56百万円（同11.3%減）となりました。

損益面では、日本での黒字転換や東アジアでの大幅な増益により、営業利益は52億88百万円（前期比105.9%増）となりました。営業外収支は為替差損の減少などで7億65百万円の利益となり、経常利益は60億53百万円（同137.9%増）となりました。特別損益の純額が、たな卸資産評価損などの減少により、前期に比べ13億90百万円改善したことにより、税金等調整前当期純利益は、前期比48億99百万円増の61億63百万円となりました。税金費用が前期に比べ、1億74百万円減少した一方、少数株主利益は3億63百万円増加した結果、当期純利益は40億61百万円（前期純損失6億49百万円）となりました。

商品開発では、「安心空間」「快適空間」「調和空間」をコンセプトとする標準型エレベータ「エクシオール」の機能、デザインを大容量エレベータにも適用を拡大し、新「エクシオール」として、国内市場で発売しました。新「エクシオール」は、多彩な建物用途に対応するとともに、改正建築基準法に適合した安全性の更なる向上や環境・省エネルギーに対する社会的ニーズに応える幅広い商品ラインアップを提供しています。

また、エレベータの地震対策機能の強化として、「長周期地震時管制運転」と運転休止からの早期復旧を図る「自動診断・復元運転サービス」を高さ300mまでの超高層ビル・マンションに適用を拡大し、2009年10月に発売しました。さらに、当社がエレベータドア周りの安全装置として開発した、業界初のレーザー方式ひも状物体検出装置「ドアエッジセンサー」は、「2009年日経優秀製品・サービス賞 優秀賞 日経産業新聞賞」を受賞するなど、エレベータの安全・安心の更なる向上に取り組みました。

標準型エスカレータ「GS-NX」シリーズでは、ステップとスカートガードの隙間に靴や衣服などが挟み込まれるのを防止する「フット セーフティーセンサー」を2009年12月から販売開始しました。業界初となる「フット セーフティーセンサー」はスカートガードの位置感知センサーにより、非接触の状態でも音声と光により利用者に注意を促します。同時に利用者の足もとを明るく照らす「スカートガードLED照明」を発売し、エスカレータの安全・省エネルギー・デザイン性を一層向上させました。

また、モダンゼーションでは、既設エレベータ・エスカレータに最新のシステムを導入し、安全性・信頼性を一段と高めるとともに、大容量のエレベータへも幅広く適用できる仕様としました。さらに、既設の部材を利用しつつ、品質・デザイン性を高めることで、工事期間を短縮し、廃棄物を削減するなど、商品メニューの拡充を図りました。

一方、海外では、中国市場の集合住宅向けに、コンパクトな機械室と省エネルギー性に優れた競争力の高いエレベータ「GLVF-E」を2009年7月から販売開始しました。

企業集団の部門別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第63期） (平成21年4月から 平成22年3月まで)	前連結会計年度（第62期） (平成20年4月から 平成21年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	101,820	120,863

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第63期） (平成21年4月から 平成22年3月まで)	前連結会計年度（第62期） (平成20年4月から 平成21年3月まで)
昇降機・電気輸送機事業	106,137	107,609

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第63期） (平成22年3月末現在)	前連結会計年度（第62期） (平成21年3月末現在)
昇降機・電気輸送機事業	99,456	112,083

(注) 部門別については、従来、エレベータ部門と立体駐車設備部門の2事業部門に区分していましたが、当連結会計年度より、立体駐車設備部門（新設事業部門）を構成する当社パーキング事業部を解消したことにより、昇降機・電気輸送機事業の単一事業にて記載しています。

企業集団の国内・海外別、受注・売上高状況

(受注高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第63期）		前連結会計年度（第62期）	
	(平成21年4月から 平成22年3月まで)	構 成 比	(平成20年4月から 平成21年3月まで)	構 成 比
国 内	44,114	43.3%	49,094	40.6%
海 外	57,705	56.7	71,768	59.4
合 計	101,820	100.0	120,863	100.0

(売上高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第63期）		前連結会計年度（第62期）	
	(平成21年4月から 平成22年3月まで)	構 成 比	(平成20年4月から 平成21年3月まで)	構 成 比
国 内	48,066	45.3%	45,780	42.5%
海 外	58,070	54.7	61,828	57.5
合 計	106,137	100.0	107,609	100.0

(受注残高)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度（第63期）		前連結会計年度（第62期）	
	(平成22年3月末現在)	構 成 比	(平成21年3月末現在)	構 成 比
国 内	37,221	37.4%	41,129	36.7%
海 外	62,234	62.6	70,954	63.3
合 計	99,456	100.0	112,083	100.0

(主な受注物件)

所在地	納入先	概要
米国・オハイオ州	ネーションワイド・チルドレンズ・ホスピタル	全米で2番目の規模となる小児科病院および研究センター向けの高速機種を含むエレベータ15台
米国・ニューヨーク州	キャナルジー・プラザ	ニューヨーク市ブルックリン区に建設される商業施設向けのエレベータ12台・エスカレータ5台 計17台
カナダ・アルバータ州	ウエスト・ライトレール・トランジット	カルガリー市に建設されるライトレールのターミナル向けのエレベータ13台・エスカレータ12台 計25台
シンガポール	HDB (住宅開発局)	既設エレベータ311台のモダンゼーション工事
シンガポール	シビック・カルチュラル・リテール・エンターテインメント・センター	シンガポール市に建設される商業ビル向けのエレベータ14台・エスカレータ45台・オートウォーク6台 計65台
中国・遼寧省	鞍山市房地產開発	鞍山市に建設される大型住宅開発プロジェクト向けのエレベータ248台
中国・江蘇省	名城世家	南京市に建設される住宅開発プロジェクト向けのエレベータ140台
中国・江蘇省	海潤楓景佳苑	淮安市に建設される住宅開発プロジェクト向けのエレベータ130台
香港	チュンクワンオウエリア56開発	香港鉄道チュンクワンオウ駅の上に位置する6棟から成る高層住宅および商業施設向けのエレベータ43台・エスカレータ10台 計53台
香港	ザ・ハーミテージ	香港鉄道オリンピック駅に隣接する6棟から成る超高層住宅および商業施設向けのエレベータ33台・エスカレータ8台 計41台
台湾	新光三越デパート左営店	高雄市左営駅に近接する商業施設向けのエレベータ15台・エスカレータ40台およびオートウォーク4台 計59台
アラブ首長国連邦・ドバイ	ドバイ市道路交通局	都市鉄道「ドバイ・メトロ Green Line」のアル・クサイス駅に隣接する立体駐車場向けのエレベータ7台・エスカレータ20台・オートウォーク6台 計33台
東京都	中央合同庁舎第5号館	既設エレベータのモダンゼーション工事9台
東京都	銀座コマツ計画	「銀座コマツ」商業施設ビル向けのエレベータ5台・エスカレータ14台 計19台
大阪市	小松原計画	北区の阪急梅田駅東側に建設されるレジャービル向けのエレベータ6台・エスカレータ23台 計29台
滋賀県蒲生郡	三井アウトレットパーク滋賀竜王	関西随一の規模を誇る大型商業施設向けのエレベータ6台・エスカレータ10台 計16台

(主な完成物件)

所在地	納入先	概要
シンガポール	ザ・セイル	超高層コンドミニアム向けのエレベータ15台・エスカレータ10台 計25台
シンガポール	シティ・スクエア・モール	大型商業施設向けのエレベータ13台・エスカレータ34台・オートウォーク12台 計59台
マレーシア・マラッカ州	イオン・バンダラヤ・マラッカ・ショッピングセンター	大型商業施設向けのエレベータ13台・エスカレータ24台 計37台
中国・北京市	北京地下鉄4号線	北京地下鉄4号線全24駅向けのエスカレータ108台
中国・上海市	ザ・ペニンシュラ上海	五ツ星ホテル向けのエレベータ25台・エスカレータ2台 計27台
中国・河北省	地中海風情匯福苑二三四五組団	住宅開発プロジェクト向けのエレベータ184台
台湾	シェラトン新竹ホテル台湾	五ツ星ホテル向けのエレベータ22台・エスカレータ6台 計28台
東京都	東京都住宅供給公社	既設エレベータ8台のモダニゼーション工事
大阪市	高島屋大阪店	高島屋大阪店の改装工事第1期完成分向けのエレベータ6台・エスカレータ24台 計30台
大阪府豊中市	北緑丘団地	既設エレベータ17台のモダニゼーション工事
静岡県磐田市	ららぽーと磐田	大規模ショッピングセンター向けのエレベータ16台・エスカレータ20台 計36台
群馬県高崎市	国立病院機構高崎総合医療センター	群馬県最大級となる医療施設の新病棟向けのエレベータ7台・エスカレータ2台 計9台
奈良県大和郡山市	イオンモール大和郡山	多機能複合商業施設向けのエスカレータ26台
兵庫県神戸市	東急ハーバスクラブ有馬六彩	リゾートホテル向けのエレベータ9台

②企業集団の所在地別セグメント情報

当連結会計年度の所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	売 上 高			営 業 利 益		
	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比(%)	当連結会計年度	前連結会計年度	増 減 額
日 本	51,283	51,039	0.5	130	△960	1,090
北 米	15,561	18,428	△15.6	140	△21	161
欧 州	930	1,042	△10.7	8	△18	26
南アジア	10,186	11,775	△13.5	1,415	1,505	△89
東アジア	33,836	31,985	5.8	3,540	2,065	1,474
小 計	111,799	114,271	△2.2	5,234	2,571	2,663
消 去	△5,662	△6,662	—	53	△2	56
連 結	106,137	107,609	△1.4	5,288	2,568	2,719

(日本)

売上高は、輸出売上が前期に比べ減少したものの、モダンゼーション工事の増加や工事進行基準の適用により、512億83百万円（前期比0.5%増）となりました。営業損益は、工事損失引当金の計上があったものの、標準型エレベータ「エクシオール」等の原価低減や固定費圧縮により、1億30百万円の営業利益（前期営業損失9億60百万円）となりました。

(北米)

売上高は、主に為替の円高の影響により、前期比15.6%減少し、155億61百万円となりましたが、固定費の削減などで、営業利益は1億40百万円（前期営業損失21百万円）となりました。

(欧州)

売上高は、エスカレータ販売および保守ともに増加したものの、為替変動の影響により9億30百万円（前期比10.7%減）となりました。営業利益は保守の利益増が寄与し、8百万円（前期営業損失18百万円）となりました。

(南アジア)

為替換算レートが前期比13.5%の円高となり、売上高は101億86百万円（前期比13.5%減）、営業利益は14億15百万円（同6.0%減）となりました。為替変動の影響を除くと、売上高は微増、営業利益は保守利益の増加で8.7%増となっています。

(東アジア)

売上高は、主に中国において、集合住宅向けエレベータ「GLVF-II」とともに、エスカレータ「GS-NX」シリーズが増加し、338億36百万円（前期比5.8%増）となりました。営業利益は売上高の増加に加え、原材料費の低下や原価低減などで35億40百万円（同71.4%増）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、総額65億64百万円の設備投資を実施いたしました。このうち、当社において50億63百万円の設備投資を実施し、また、連結子会社では15億1百万円の設備投資を行いました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、長期経営ビジョンである“Top Quality for Customers”（2007年度～2016年度）の第1フェーズとして、2007年度から3カ年中期経営計画“Regeneration for Quality”（品質維新）をスタートさせ、経営目標として連結売上高1,224億円、連結営業利益率8%の達成に向けて取り組んでまいりました。

中期経営計画の最終年度となる2009年度におきまして、海外連結子会社は営業利益率8%を達成いたしました。国内では、アフターマーケットであるメンテナンス・モダニゼーションの堅調な需要に対応すべく、鋭意、事業拡大を図ってまいりました。しかしながら、マンション着工の大幅な減少や不動産市況の悪化および工事損失引当金の計上などにより目標を下回る結果となり、連結営業利益率8%の目標は未達成となりました。

一方、中国では、「富士達電梯配件（上海）有限公司」（上海調達センター）の新工場が完成しました。国内では、エスカレータ拠点「ビッグステップ」、アフターマーケット拠点「ビッグフィット」がそれぞれ完成し、エレベータ開発・生産拠点「ビッグウィング」と相互に連携することにより、強固な企業基盤が確立しました。

“Regeneration for Quality”の結果を踏まえ、当社グループは、2010年度から新しい3カ年中期経営計画“One Goal, One Fujitec”をスタートさせました。新中期経営計画では、長期ビジョンの実現に向けた第2フェーズとして、「グローバル、特にアジアを今後最も成長するエリアと位置付け、ポジションを高める」「国内事業を構造改革し、新設事業の収益改善とアフターマーケットのポジションを高める」「安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応えるために、人材の育成を強化する」という3つのビジョンを掲げ、グローバル市場でのプレゼンスをより一層高め、企業価値の更なる増大に努め、世界のステークホルダーから高い信頼を得る企業組織体へと進化することを経営方針の中核としています。

グローバル市場では、世界最大の昇降機市場である中国において、「上海調達センター」の新工場が2009年10月から本格稼働を開始しています。超高速エレベータを含む商品ラインアップの拡充、さらには、組織・地域の運営体制の再編などによって、中国市場でのプレゼンスの一層の強化を図ります。

さらに、「上海調達センター」を中心にシンガポール、韓国、台湾の生産調達プロセスの見直しに着手し、また、インドの生産拠点を2011年度を目処に完成させ、各マーケットの需要に対応した商品供給を可能とするグローバル生産体制の再編を図ります。

また、北米、香港、シンガポール等の成熟市場におけるモダニゼーション事業の強化に取り組みます。

国内市場では、アフターマーケットにおけるメンテナンス、モダニゼーションの堅調な需要に対応すべく、メンテナンス体制の強化を図ることにより、経営効率の改善とアフターマ

ーケットでのビジネス拡大に向けた取り組みを推進します。

また、新設事業の市場規模が縮小する厳しい経営環境に対応すべく、事業別・エリア別マネジメントを強化する新組織体制へ移行し、首都圏営業部門の組織再編により営業基盤の強化に取り組みます。また、経営のスリム化と収益管理体制の強化に取り組みます。

品質革新への取り組みについては、中国での生産調達における購買品の品質管理を徹底し、グローバルベースでの品質保証体制の基盤強化を目指します。

また、エレベータ・エスカレータの据付・メンテナンスの品質強化に向けて、市場の要求に応じた据付・メンテナンス技術者向けの指導カリキュラムを策定・整備することに加え、「ビッグフィット」人材開発センターを拠点に研修体制を強化し、人材の育成に取り組みます。また、その成果をグローバルに展開してまいります。

内部統制強化への取り組みについては、国内の潜在リスクに加え、アジア事業拡大に伴うグローバルリスクについての管理体制を強化します。

また、改正省エネ法への対応を含め、環境への取り組みを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	第60期	第61期	第62期	第63期
		(平成18年4月から 平成19年3月まで)	(平成19年4月から 平成20年3月まで)	(平成20年4月から 平成21年3月まで)	(当連結会計年度) (平成21年4月から 平成22年3月まで)
受 注 高 (百万円)		108,132	115,989	120,863	101,820
売 上 高 (百万円)		104,716	110,632	107,609	106,137
経 常 利 益 (百万円)		4,772	4,725	2,544	6,053
当期純利益または 当期純損失(△)(百万円)		7,245	2,219	△ 649	4,061
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)(円)		77.32	23.66	△ 6.94	43.40
総 資 産 (百万円)		122,889	112,043	100,823	111,099
純 資 産 (百万円)		71,786	68,355	59,810	64,056
1株当たり純資産額 (円)		713.27	675.35	591.87	636.25

(注) 1. 1株当たり当期純利益および当期純損失は期中平均株式数により算出しています。なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。

2. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。

第60期…売上高は国内売上高が前期比4.3%増加し、手持ち工事が豊富な北米で前期比23.3%増加するとともに住宅・オフィスの需要が旺盛な中国を始めとする東アジアで28.4%増加いたしました。利益面につきましては、滋賀県彦根市の新拠点「ビッグウィング」への移転・統合に伴う旧大阪製作所跡地の売却益を含む固定資産売却益を計上した影響で当期純利益は大幅増となりました。

第61期…売上高は国内売上高が前期比5.9%増加する一方、海外売上高も南アジアや東アジアでの増加および期中での円安の影響などで5.5%増加した結果、前期比5.6%の増収となりました。利益面につきましては、エレベータ部材の改修工事に係る直接費用（材料費、経費、直接労務費）等を計上した影響で当期純利益は前期に比べ大幅減となりました。

第62期…売上高は国内売上高が前期比5.4%の減少に加え、海外売上高も為替の円高の影響もあり、0.7%減少した結果、前期比2.7%の減収となりました。利益面につきましては、たな卸資産の評価損や繰延税金資産の取り崩し等の影響で当期純損失となり前期に比べ大幅減となりました。

第63期…前記の「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
フジテック アメリカ INC.	37,250千米ドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック カナダ INC.	18,000千カナダドル	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック (HK) CO., LTD.	24,300千ホンコンドル	100.00%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
華昇富士達電梯有限公司	222,986千人民元	60.00%	〃
上海華昇富士達扶梯有限公司	98,763千人民元	60.00%	〃
富士達電梯配件 (上海) 有限公司	180,482千人民元	100.00%	昇降機等の機器の製造
富士達股份有限公司	75,000千ニュータイワンドル	73.33%	昇降機等の製造、販売、据付、保守、修理
フジテック コリア CO., LTD.	12,920,000千ウオン	99.07%	〃
フジテック シンガポール CORPN. LTD.	5,290千シンガポールドル	81.25%	〃
フジテック ドイツ GmbH	409千ユーロ	100.00%	昇降機等の販売、据付、保守、修理
フジテック UK LTD.	7,350千スターリングポンド	100.00%	〃

(注) 従来、非連結子会社であった富士達電梯配件 (上海) 有限公司 (中国、上海市) は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結子会社に含めています。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社および関係会社28社 (うち、連結子会社18社) により構成され、エレベータ、エスカレータならびに動く歩道の専門メーカーとして製造、販売、据付、保守、修理の一貫した事業をグローバルに展開しています。

日本国内では当社が2つの生産拠点を有し、エレベータ、エスカレータ等を生産するとともに、グローバル市場においては、グループ法人等が北米、東アジア、南アジアに8つの生産拠点を有して、エレベータ、エスカレータを生産しています。また、日本および海外全グループ法人等の販売拠点において、これら製品の販売、据付、保守、修理の事業活動を営んでいます。

(7) 主要な営業所および工場

当 社	本 社	滋賀県彦根市宮田町591番地 1
	東 京 本 社	東京都港区三田三丁目 9 番 6 号
	営 業 拠 点	大阪支社（大阪市） 北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、北関東支店（さいたま市）、 東関東支店（千葉市）、横浜支店（横浜市）、静岡支店（静岡市）、 名古屋支店（名古屋市）、京都支店（京都市）、神戸支店（神戸市）、 広島支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市） 他全国営業所
	生 産 拠 点	本社工場（彦根市）、エスカレータ事業本部（兵庫県豊岡市）
	研究開発拠点等	商品開発センター（彦根市） フィールド技術研究所、フィールド研修センター（茨木市）
子 会 社	海外生産拠点	フジテック アメリカ INC.（米国） フジテック シンガポール CORPN. LTD.（シンガポール） フジテック（HK）CO., LTD.（香港） 富士達股份有限公司（台湾） フジテック コリア CO., LTD.（韓国） 華昇富士達電梯有限公司（中国） 上海華昇富士達扶梯有限公司（中国） 富士達電梯配件（上海）有限公司（中国）
	海外営業拠点	フジテック カナダ INC.（カナダ） フジテック UK LTD.（英国） フジテック ドイツ GmbH（ドイツ）他13拠点
	研究開発拠点	上海富士達電梯研發有限公司（中国）

- (注) 1. 営業拠点の大阪支社は、平成22年4月11日に大阪市拠点を廃止し、同年4月12日より茨木市（旧本社跡地）を新拠点としています。
2. 平成22年4月1日をもって、生産拠点の本社工場はビッグウィング製作所（彦根市）に、エスカレータ事業本部はビッグステップ製作所（兵庫県豊岡市）に名称を変更しています。

(8) 従業員の状況

①企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
7,807名	351名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

②当社の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
2,840名	114名増	38.1才	16.3年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金額
	百万円
株式会社りそな銀行	1,600
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,399
株式会社みずほコーポレート銀行	1,305
株式会社滋賀銀行	1,300

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数……………300,000,000株
 (2) 発行済株式の総数（自己株式188,458株を除く）……………93,578,859株
 (3) 株主数……………3,661名
 (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク	13,852	14.80
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	10,025	10.71
富士電機ホールディングス株式会社	5,089	5.43
クレジットスイスアーゲーチューリッヒ	4,571	4.88
株式会社りそな銀行	4,203	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,904	4.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,110	3.32
メロンバンク トリーティー クライアーツ オムニバス	2,478	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,217	2.36
株式会社みずほコーポレート銀行	1,989	2.12

(注) 1. 持株比率は、自己株式188,458株を控除して計算しています。

2. 次のとおり金融商品取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出による株式保有の報告を受けていますが、当期末現在における実質所有株式数を確認することができないため、上表に記載していません。

保 有 者	保有株券等の数 および保有割合	報告義務発生日
リバーバンク・ホールディングス・コーポレーション他1社	18,252千株 19.47%	平成20年12月24日
株式会社りそな銀行他1社	7,676千株 8.19%	平成21年4月15日
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社（※）	4,725千株 5.04%	平成21年11月13日
ジールジー・パートナーズ・インターナショナル・リミテッド	4,104千株 4.38%	平成21年4月15日
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー	3,869千株 4.13%	平成20年2月12日
トゥイーディー・ブラウン・カンパニー・エルエルシー	3,727千株 3.97%	平成20年12月31日
モルガン・スタンレー証券株式会社他7社	3,378千株 3.60%	平成20年2月15日

(※)平成22年5月7日付でアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社から提出を受けた大量保有（変更）報告書による同社の保有株券の数および保有割合は、同年4月30日（報告義務発生日）において、3,717千株 3.96%であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 山 高 一	グローバルオペレーション本部長兼米州担当 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役社長
取締役副社長	住 本 彰	安全統括本部長兼風土革新推進担当
取締役副社長	関 口 岩太郎	総務本部長兼中国担当兼東アジア担当 富士達股份有限公司董事長
取締役専務執行役員	野 木 正 彦	総合企画本部長兼東京本社IR・広報担当
取締役専務執行役員	北 川 由 雄	財務本部長
取 締 役	重 兼 壽 夫	富士電機ホールディングス株式会社 取締役兼シニアエグゼクティブオフィサー 東光電気株式会社 社外取締役 メタウォーター株式会社 社外取締役
取 締 役	花 川 泰 雄	名古屋商科大学会計ファイナンス学部教授
取 締 役	稲 葉 和 夫	立命館大学経済学部教授
常 勤 監 査 役	松 原 敏 之	
監 査 役	中 野 正 信	中野正信公認会計士事務所所長、税理士法人TAS代表社員 エスフーズ株式会社 社外監査役 株式会社くらコーポレーション 社外監査役 株式会社あらた 社外監査役 株式会社ワン・ダイニング 社外監査役
監 査 役	佐 伯 照 道	北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー グローリー株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役 重兼壽夫、花川泰雄、稲葉和夫の各氏は、会社法に定める社外取締役であります。なお、花川泰雄、稲葉和夫の両氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 中野正信、佐伯照道の両氏は、会社法に定める社外監査役であります。
3. 取締役 花川泰雄氏は、平成22年3月31日付で名古屋商科大学会計ファイナンス学部教授を退任しております。
4. 当該事業年度中の異動は、次のとおりです。
- (就任) 取締役 野木正彦、北川由雄、重兼壽夫の各氏は、平成21年6月25日開催の第62期定時株主総会において選任され、それぞれ就任いたしました。
- 監査役 松原敏之、佐伯照道の両氏は、平成21年6月25日開催の第62期定時株主総会において選任され、それぞれ就任いたしました。
- (退任) 取締役 大谷謙治、松原敏之、沢 邦彦の各氏は、平成21年6月25日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- 取締役 原田勝弘氏は、平成21年4月2日に逝去したため退任しております。
- 監査役 河合正和、門間 進の両氏は、平成21年6月25日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

5. 監査役 松原敏之氏は、長年にわたり当社取締役および執行役員としての経験を重ねており、会計を含む企業経営全般における相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 中野正信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 佐伯照道氏は、弁護士としての豊富な経験と見識を有し、企業法務に精通しており、財務、会計を含む企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 決算期後における取締役の異動および担当業務の変更

平成22年4月1日付業務執行体制の変更に伴い、次のとおり地位および担当業務を変更しました。

代表取締役社長	内山高一	グローバル事業本部長兼米州担当兼中国担当
取締役	住本彰	
代表取締役副社長	関口岩太郎	国内事業本部長兼新設事業部長
取締役専務執行役員	野木正彦	総合企画本部長兼総務本部長兼人材開発センター担当

(2) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼 職 状 況
社外取締役	重 兼 壽 夫	富士電機ホールディングス株式会社 取締役兼シニアエグゼクティブオフィサー 東光電気株式会社 社外取締役 メタウォーター株式会社 社外取締役
	花 川 泰 雄	名古屋商科大学会計ファイナンス学部教授
	稲 葉 和 夫	立命館大学経済学部教授
社外監査役	中 野 正 信	中野正信公認会計士事務所 所長 税理士法人TAS 代表社員 エスフーズ株式会社 社外監査役 株式会社くらコーポレーション 社外監査役 株式会社あらた 社外監査役 株式会社ワン・ダイニング 社外監査役
	佐 伯 照 道	北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー グローリー株式会社 取締役

社外取締役 重兼壽夫氏が取締役兼シニアエグゼクティブオフィサーである富士電機ホールディングス株式会社は、「2. 株式に関する事項(4)大株主」に記載のとおり、当社の大株主であります。そのほかに、上記の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②会社または会社の特定関係事業者との関係

当社の知る限り、社外役員は、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者およびその三親等以内の親族であったことはありません。

③当該事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	重 兼 壽 夫	取締役就任後、当事業年度開催の取締役会 5 回のうち 4 回に出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
	花 川 泰 雄	当事業年度開催の取締役会 6 回全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
	稲 葉 和 夫	当事業年度開催の取締役会 6 回全てに出席し、主に経営全般にわたり議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
社外監査役	中 野 正 信	当事業年度開催の取締役会 6 回に、監査役会 7 回全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。
	佐 伯 照 道	監査役就任後、当事業年度開催の取締役会 5 回のうち 4 回に、監査役会 6 回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から積極的に発言を行っています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

①当社の役員報酬制度の概要

当社は、平成19年2月9日開催の取締役会におきまして、経営改革の一環として、役員報酬制度全体を見直し、退職慰労金制度の廃止および業績連動報酬の拡大を決定し、役員賞与制度を整備するとともに、株価連動型報酬制度を導入しています。

これは、取締役報酬の一部に株価連動型報酬（株式取得型報酬）を導入することで、取締役報酬と株価との連動性を一層向上させ、会社業績に対する経営責任を明確化するとともに、業績向上と拡大に向けた取締役の経営意識の徹底と業務遂行意欲の向上を促し、企業価値の増大を図ることを目的としています。

②当連結会計年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	基本報酬	賞 与	ストックオプション	合 計
		百万円	百万円	百万円	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (4名)	181 (11)	0 (0)	0 (0)	181 (11)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	27 (9)	0 (0)	0 (0)	27 (9)
合 計	17名	208	0	0	208

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。
2. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第60期定時株主総会において取締役、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）監査役、年額60百万円以内と決議されています。
3. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成21年4月2日に逝去された原田勝弘氏および平成21年6月25日開催の第62期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名ならびに辞任した監査役2名を含んでいます。
4. 当社は、ストックオプション制度の導入を行っていません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 大阪監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計年度に係る報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法における監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社であるフジテック (HK) CO., LTD. 他10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士 (または監査法人) の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が会社法・公認会計士法等法令に違反、抵触し、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制については、下記内部統制基本方針に加えて、反社会的勢力排除に向けた基本方針を策定しております。

内部統制基本方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、企業人として「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」の遵守はもとより、社会の一員として社会規範・倫理に即して行動し、健全な企業文化の維持形成に努める。
- ②取締役 (会) は、法令、定款、取締役会規定等に規定される経営上の重要事項について、適切に意思決定を行う。意思決定においては、社内担当部門および外部専門家の意見を聴取することで、判断の合理性および適法性を確保する。
- ③取締役会は、会社の重要な業務執行の決定を行うほか、取締役の職務の執行を監督する。
- ④取締役は、取締役会の意思決定に基づいて職務を執行するとともに、職務執行の状況を取締役に報告する。職務執行に関して、法令および定款への適合性に関して問題が発生した場合は、直ちに監査役および取締役会へ報告する。
- ⑤取締役会は、社外取締役および社外監査役による外部からの多面的かつ公正な観点からのアドバイスを通じて適正な判断を行う。

- ⑥内部監査部門として、業務執行部門から独立した社長直属の「内部監査室」を設置する。取締役会は、内部監査室長から定期的に内部監査の報告を受ける。
- ⑦取締役会は、当社および子会社が、社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切もたないとの一貫した方針を全社に周知徹底させるとともに、ホームページ上に掲載し、社外ステークホルダーに対しても宣誓する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」等の社内規定に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ②取締役および監査役は、常時これらを閲覧できるものとする。
- ③情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」に基づき漏洩リスクを予防する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①あらゆるリスクの管理および損失の予防を目的として、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、同委員会は下位組織から上程されるリスクに対する検討結果に関し、適当と認めた場合は担当組織に対応を指示する。
- ②「リスクマネジメント委員会」における審議・検討内容については、取締役会およびグローバル経営会議に適正かつタイムリーに報告して、リスクの早期発見と損失の極小化を図る。
- ③「リスクマネジメント委員会」の下位組織として、「リスクマネジメント運営委員会」、「情報セキュリティ委員会」等を設置し、情報セキュリティ確保のために必要な活動を実施する。
- ④有事においては、「危機管理規定」とその関連規定に基づき、総務本部長または関係部門長をリーダーとする「対策本部」が統括して危機管理にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、取締役規定に基づき職務を執行する。
- ②経営の透明性と客観性を確保し、取締役会のチェック機能を強化するため、意思決定・監督機能と業務執行機能とを分離する執行役員制を採用する。
- ③執行役員は、執行役員規定に基づき、業務執行および業務報告を行う。
- ④取締役会付議事項で業務執行に係るものは、グローバル経営会議で事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程する。
- ⑤遠隔地に勤務する取締役および執行役員との情報交流を迅速に行うことを目的としてテレビ会議を活用する。また、社内イントラネットを活用して情報の共有化を図る。

- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」を定め、グループ全社に周知するとともに、研修・勉強会等を通じてこれらの遵守を社員に徹底する。
 - ② コンプライアンス統括組織として、総務本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、社員に対するコンプライアンス教育を実施する。
 - ③ 社長直属の「内部監査室」が各事業所を業務監査するとともに内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求める。
 - ④ 不正行為に対する通報手段の一つとして、内部通報システム「コンプライアンス相談デスク」を開設する。通常の職制ラインでは報告されにくい情報を収集して適切な措置を実施することにより、法令違反を抑制する。
- (6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 社会的責任を果せる内部統制システムとするため、「経営理念」、「経営人事理念」および「企業行動規範」で謳っている優れた倫理観、責任感を備えた社員を育成する。
 - ② 内部統制システムの整備は、共通のガイドラインをベースに構築する。
 - ③ 「内部監査室」が客観的な内部監査をすることにより、業務の適正を保証する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人
- 監査役の職務補助のため監査役スタッフを監査役室に配置する。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、当社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を監査役に報告する。
 - ② 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、「グローバル経営会議」等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求める。
 - ③ 監査役は、会計監査人から監査の方針および実施内容について定期的に説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況

(1) 基本方針

- ①反社会的勢力とは関係を持たず、取引も行いません。
- ②反社会的勢力との取引が判明した場合、すみやかに取引の解消に向けて適切な措置を講じます。
- ③反社会的勢力への資金の提供を一切行いません。
- ④反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。
- ⑤反社会的勢力による被害を防止するため、警察その他の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ⑥反社会的勢力から役職員の安全を確保します。

(2) 整備状況

上記の方針に加え、不当要求があった場合の対応基準を定め、全役員・社員に周知しています。また、その対応統括部門である総務部において、反社会的勢力に関する情報の収集と管理を行い、不当要求の事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士に早期に報告、相談するなどの緊密な連携を図る体制にしています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は昭和23年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界20の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民ならびに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規

模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

(2) 基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

① 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組みの概要

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、

- * お客様に信頼され喜ばれる商品とサービスを提供する。
- * 感性と創造力を大切に、新しい価値を創造し、社会に貢献する。
- * 社員一人ひとりが成長し、専業メーカーとしての誇りをもてる会社になる。

という長期ビジョン(Top Quality for Customers)実現に向けた第1フェーズとして、平成19年度から平成21年度までの中期経営計画(Regeneration for Quality)では、

- * 安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応える。
- * グローバルで評価されるナンバーワン商品を提供する。
- * 企業体質を革新して、持続的成長基盤を強固にする。

という3つの経営ビジョンを掲げ、利益率向上、品質の向上を図ってまいりました。

(注) 長期ビジョン実現に向けた第2フェーズとして、平成22年4月から新しい中期経営計画(One Goal, One Fujitec)をスタートさせました。新中期経営計画では、

- * グローバル、特にアジアを今後最も成長するエリアと位置付け、ポジションを高める。
- * 国内事業を構造改革し、新設事業の収益改善とアフターマーケットのポジションを高める。
- * 安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応える為に、人材の育成を強化する。

という3つの経営ビジョンを掲げ、グローバル市場でのプレゼンスをより一層高め、企業価値の更なる増大に努め、世界のステークホルダーから高い信頼を得る企業組織体へと進化することを経営方針の中核としています。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成19年6月27日開催の当社第60期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(大規模買付ルール)を定めております。

この大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者に対し、(i) 事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii) 当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を

提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、特定の株主グループに対し、大規模買付ルールに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請します。

イ. 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しています。

大規模買付ルールにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールに定めた手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を採る場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

また、大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、取締役会検討期間の延長を決議する場合、対抗措置を採る場合など、大規模買付ルールにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

なお、詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.fujitec.co.jp/ir/pdf/ir070511-4.pdf>) に掲載しています。

(注) 上記大規模買付ルールの有効期間は、当社第63期定時株主総会の終結の時までであり、内容を一部改定したうえで継続導入するための議案を本総会に付議しております。詳しくは「株主総会参考書類」に記載の第4号議案をご覧ください。

(3) 具体的な取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社では、大規模買付ルールの導入にあたって、以下の理由から、大規模買付ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の状態の維持を目的とするものでもないと考えております。

i) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

ii) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的を

もって導入されるものです。

大規模買付ルールによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、大規模買付ルールが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

iii) 株主意思を重視するものであること

大規模買付ルールは、平成19年6月27日開催の当社第60期定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得て導入したものです。

また、有効期間の満了前であっても、当社株主総会により大規模買付ルールを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールは速やかに変更または廃止されることになっております。

以上の理由から、大規模買付ルールの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくものとなっております。

iv) 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、大規模買付ルールの導入にあたり、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成されます。

取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

v) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

連結貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	66,690	流動負債	37,634
現金及び預金	21,277	支払手形及び買掛金	11,846
受取手形及び売掛金	30,090	短期借入金	5,471
商品及び製品	3,228	1年以内返済予定の長期借入金	1,071
仕掛品	4,167	リース債務	10
原材料及び貯蔵品	5,057	未払法人税等	1,025
繰延税金資産	1,300	賞与引当金	1,304
その他	1,980	工事損失引当金	2,792
貸倒引当金	△412	完成工事補償引当金	163
		損害補償損失引当金	140
		前受金	7,751
		その他	6,054
固定資産	44,409	固定負債	9,409
有形固定資産	31,081	長期借入金	3,612
建物及び構築物	19,312	リース債務	15
機械装置及び運搬具	2,386	繰延税金負債	1,329
工具、器具及び備品	1,461	退職給付引当金	4,261
土地	6,850	長期未払金	191
リース資産	26		
建設仮勘定	1,043	負債合計	47,043
		純資産の部	
無形固定資産	3,282	株主資本	76,201
のれん	1,006	資本金	12,533
その他	2,275	資本剰余金	14,565
		利益剰余金	49,228
投資その他の資産	10,045	自己株式	△126
投資有価証券	5,808	評価・換算差額等	△16,661
長期貸付金	1,923	その他有価証券評価差額金	834
繰延税金資産	53	繰延ヘッジ損益	0
その他	2,454	為替換算調整勘定	△17,496
貸倒引当金	△193	少数株主持分	4,516
		純資産合計	64,056
資産合計	111,099	負債・純資産合計	111,099

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		106,137
売上原価		85,857
売上総利益		20,279
販売費及び一般管理費		14,991
営業利益		5,288
営業外収益		
受取利息	396	
受取配当金	186	
助成金収入	240	
雑収入	312	1,135
営業外費用		
支払利息	229	
為替差損	39	
雑損失	101	370
経常利益		6,053
特別利益		
固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	155	
集約化特別助成金	100	266
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	128	
投資有価証券売却損	3	
投資有価証券評価損	6	156
税金等調整前当期純利益		6,163
法人税、住民税及び事業税	1,688	
法人税等調整額	△591	1,096
少数株主利益		1,005
当期純利益		4,061

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
平成21年3月31日残高	12,533	14,565	46,161	△122	73,138
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△842		△842
連結範囲の変動			△152		△152
当期純利益			4,061		4,061
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,066	△4	3,062
平成22年3月31日残高	12,533	14,565	49,228	△126	76,201

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等 合計		
平成21年3月31日残高	215	—	△17,962	△17,747	4,418	59,810
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△842
連結範囲の変動						△152
当期純利益						4,061
自己株式の取得						△4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	618	0	466	1,085	97	1,183
連結会計年度中の変動額合計	618	0	466	1,085	97	4,245
平成22年3月31日残高	834	0	△17,496	△16,661	4,516	64,056

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称：フジテック アメリカ INC. (米国)
フジテック シンガポール CORPN. LTD. (シンガポール)
華昇富士達電梯有限公司 (中国)
フジテック (HK) CO., LTD. (香港)

従来、非連結子会社であった富士達電梯配件 (上海) 有限公司 (中国、上海市) は重要性が増したため、当連結会計年度より、連結子会社に含めることとしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社：フジテック アルゼンチーナ S.A. (アルゼンチン)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) および利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 一社

(2) 持分法を適用した関連会社の数 一社

持分法を適用していない非連結子会社 (フジテック アルゼンチーナ S.A. 他) および関連会社 (フジテック サウジアラビア CO., LTD.) は当期純損益 (持分に見合う額) および利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

非連結子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価基準

その他有価証券

・時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの …… 移動平均法による原価基準

② デリバティブ …… 時価法

③たな卸資産の評価基準および評価方法

主として個別法または総平均法による原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用していますが、一部在外連結子会社は定額法を採用しています。

ただし、当社では、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	3～61年
機械装置及び運搬具	2～44年
工具、器具及び備品	2～21年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金 …… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③役員賞与引当金 …… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

④工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。

（追加情報）

当社は、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用したことに伴い、工事損失の見積について同基準により適合する方法に変更しました。

この変更に伴い、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,572百万円減少しています。

- ⑤完成工事補償引当金 …… 完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。
- ⑥退職給付引当金 …… 当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。
また、一部の在外連結子会社では、期末の要支給額を計上しています。
（会計方針の変更）
当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しています。この変更による損益に与える影響はありません。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 - … 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ・その他の工事 … 工事完成基準
（会計方針の変更）

当社は、請負工事に係る収益の計上基準について、従来、工事完成基準を適用していましたが、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

この変更に伴い、従来と同一の基準によった場合に比べ、当連結会計年度の売上高は2,585百万円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ717百万円減少しています。

(5) 重要な外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。

在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円換算し、収益および費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しています。

なお、在外子会社等の決算日から連結決算日までの間に為替相場に重要な変動があった場合には、在外子会社等の貸借対照表項目を連結決算日の為替相場で円貨に換算しています。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を各社財務部門にて行っており、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産

土地	199百万円
建物及び構築物	162百万円
機械装置及び運搬具	2百万円

上記に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 16,902百万円

3. 受取手形割引高 42百万円

4. 債務保証

連結会社以外の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。

(借入金保証)

フジテック エジプト CO., Ltd.	3百万円
----------------------	------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	93,767,317	—	—	93,767,317

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	467	5.00	平成21年3月31日	平成21年6月26日
平成21年11月5日 取締役会	普通株式	374	4.00	平成21年9月30日	平成21年12月1日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	561	利益剰余金	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に昇降機・電気輸送機の生産、販売、据付、保守事業を行うための設備投資資金を内部資金または借入により調達しています。一時的余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を内部資金または短期の借入により調達しています。デリバティブは、為替または金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社は与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。連結子会社においても、同様の管理を行っています。また、当社グループはグローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引です。デリバティブ取引に関して、当社グループは、リスクヘッジを目的とした取引を各社財務部門において行っており、その結果は、当社財務本部および財務担当役員に報告されています。なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません（(注2) 参照）

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	21,277	21,277	—
(2) 受取手形及び売掛金	30,090	29,769	△320
(3) 投資有価証券 その他有価証券	4,894	4,894	—
(4) 長期貸付金	1,923	1,926	2
資産 計	58,186	57,867	△318
(1) 支払手形及び買掛金	11,846	11,846	—
(2) 短期借入金	5,471	5,471	—
(3) 長期借入金	4,684	4,681	△3
負債 計	22,002	21,999	△3
デリバティブ取引(*) ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	—
デリバティブ取引 計	0	0	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率等により割り引いた現在価値によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 その他有価証券	
非上場株式	113
その他	95

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 636円25銭

1 株当たり当期純利益 43円40銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月6日

フジテック株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 宮本 富雄 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 太田 励 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 木下 隆志 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジテック株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な収益および費用の計上基準 完成工事高および完成工事原価の計上基準(会計方針の変更)に記載の通り、会社は工事契約に関する会計基準および工事契約に関する会計基準の適用指針を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	21,963	流動負債	20,124
現金及び預金	950	支払手形	361
受取手形	1,707	買掛金	5,914
売掛金	10,403	短期借入金	4,268
商品及び製品	2,596	1年以内返済予定の長期借入金	1,000
仕掛品	1,790	リース債	10
原材料及び貯蔵品	2,214	未払金	3,017
前渡金	0	未払費用	106
前払費用	161	未払法人税等	541
短期貸付金	418	前受り金	2,176
繰延税金資産	1,176	預り金	187
その他	563	賞与引当金	768
貸倒引当金	△20	工事損失引当金	1,572
		完成工事補償引当金	163
		設備支払手形	34
固定資産	51,485	固定負債	11,588
有形固定資産	24,768	長期借入金	6,291
建物	14,790	リース債	15
構築物	333	繰延税金負債	1,284
機械及び装置	1,226	退職給付引当金	3,807
車両運搬具	29	長期未払金	191
工具、器具及び備品	1,080		
土地	6,695	負債合計	31,713
リース資産	26	純資産の部	
建設仮勘定	586	株主資本	40,904
		資本	12,533
無形固定資産	733	資本剰余金	14,565
工業所有権	0	資本準備金	14,565
ソフトウェア	308	利益剰余金	13,931
施設利用権	424	利益準備金	1,337
		その他利益剰余金	12,594
投資その他の資産	25,983	配当準備積立金	900
投資有価証券	5,098	研究開発積立金	800
関係会社株式	8,792	固定資産圧縮積立金	3,318
関係会社出資金	5,826	特別償却準備金	0
長期貸付金	5,475	別途積立金	3,500
破産更生債権等	71	繰越利益剰余金	4,075
長期前払費用	80	自己株式	△126
敷金	881		
保険積立金	246	評価・換算差額等	831
その他	405	その他有価証券評価差額金	831
貸倒引当金	△894	純資産合計	41,735
		負債・純資産合計	73,449
資産合計	73,449		

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		51,283
売 上 原 価		42,151
売 上 総 利 益		9,131
販売費及び一般管理費		9,001
営 業 利 益		130
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	35	
受 取 配 当 金	2,257	
雑 収 入	383	2,676
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	89	
為 替 差 損	45	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9	
雑 損 失	51	194
経 常 利 益		2,612
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	155	
集 約 化 特 別 助 成 金	100	257
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	7	
固 定 資 産 除 却 損	114	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6	133
税 引 前 当 期 純 利 益		2,736
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	613	
法 人 税 等 調 整 額	△602	11
当 期 純 利 益		2,725

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
		配当準備積立金	研究開発積立金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金			
平成21年3月31日残高	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	3,440	2
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△121	
特別償却準備金の取崩								△1
別途積立金の取崩								
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△121	△1
平成22年3月31日残高	12,533	14,565	14,565	1,337	900	800	3,318	0

	株主資本					評価・換算差額等		純資産計 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本計 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
平成21年3月31日残高	9,700	△4,131	12,048	△122	39,025	214	214	39,239
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩		121	—		—			—
特別償却準備金の取崩		1	—		—			—
別途積立金の取崩	△6,200	6,200	—		—			—
剰余金の配当		△842	△842		△842			△842
当期純利益		2,725	2,725		2,725			2,725
自己株式の取得				△4	△4			△4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						617	617	617
事業年度中の変動額合計	△6,200	8,206	1,882	△4	1,878	617	617	2,496
平成22年3月31日残高	3,500	4,075	13,931	△126	40,904	831	831	41,735

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…… 移動平均法による原価基準

その他有価証券

・時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの ……移動平均法による原価基準

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

個別法または総平均法による原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しています。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び車両運搬具 2～9年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

- (4) 工事損失引当金 … 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。
(追加情報)
当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用したことに伴い、工事損失の見積について同基準により適合する方法に変更しました。
この変更に伴い、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ1,572百万円減少しています。
- (5) 完成工事補償引当金 … 完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。
- (6) 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。
(会計方針の変更)
当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しています。
この変更による損益に与える影響はありません。

4. 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 - … 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ・その他の工事 … 工事完成基準
(会計方針の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。
この変更に伴い、従来と同一の基準によった場合に比べ、当事業年度の売上高は2,585百万円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ717百万円減少しています。

5. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権および金銭債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。

6. 消費税等の会計処理………消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によつています。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,524百万円
長期金銭債権	3,557百万円
短期金銭債務	94百万円
長期金銭債務	2,791百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,902百万円

3. 債務保証

他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。

(借入金保証)

フジテック アメリカ INC.	325百万円
フジテック エジプト CO.,Ltd.	3百万円
	<u>328百万円</u>

(その他支払保証)

フジテック アメリカ INC.	574百万円
フジテック カナダ INC.	114百万円
フジテック ドイツ GmbH	0百万円
	<u>689百万円</u>

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	3,008百万円
営業費用	1,388百万円
営業取引以外の取引高	2,216百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	179,601	8,857	—	188,458

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,549百万円
賞与引当金	312百万円
工事損失引当金	639百万円
事業税	73百万円
その他	165百万円
繰延税金資産 合計	2,740百万円
繰延税金資産から控除した額	4,419百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△570百万円
租税特別措置法上の積立金	△2,276百万円
繰延税金負債 合計	△2,847百万円
繰延税金負債の純額	△107百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 割合(%) (被所有)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有する会社 等(注1)	株式会社 ウチヤマ・ インター ナショナル	被所有 直接 10.74	不動産の賃借 資金貸付 役員の兼任	土地、建物等の 賃貸借(注2)	55	敷金	46
				施設の利用料 (注3)	5	—	—
				事業の譲受 (注4)	252	—	—
				資金の貸付 (注5)	—	長期貸付金	1,900
				利息の受取 (注5)	18	—	—

- (注) 1. 当社の代表取締役社長 内山高一およびその近親者が議決権の100%を直接所有しています。
 2. 賃借料については、近隣の取引価格を参考にして決定しています。
 3. 施設の利用料については、市場価格を参考にして決定しています。
 4. 事業の譲受については、スポーツ・カルチャー事業を譲受けたものであり、第三者による鑑定評価を参考にして譲受価額を決定しています。
 5. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期日(平成23年9月30日)一括返済としています。

2. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議 決 権 等 の 有 所 (被所有)割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	フジテック アメリカ INC.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 資金貸付、債務保証 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	418	短期貸付金	418
				—	—	長期貸付金	2,791
				利息の受取 (注1)	17	流動資産 その他	1
				債務保証 (注2)	900	—	—
子会社	フジテック UK LTD.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 資金貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	—	長期貸付金	766
子会社	フジテック (HK) CO., LTD.	所有 直接 100	当社製品、半製品の販売 資金借入 役員の兼任	資金の借入 (注4)	—	長期借入金	2,791
				利息の支払 (注4)	13	未払費用	1

- (注) 1. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、短期貸付金の返済条件は期間1年、期日一括返済、長期貸付金の返済条件は、期間3年、期日一括返済としています。
2. 銀行借入等につき、債務保証を行ったもので、保証料は受領していません。
3. 資金の貸付は、フジテック UK LTD. が債務超過に陥っていることを勘案し、無利息、無期限としています。
4. 資金の借入は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3年、期日一括返済としています。なお、担保は提供していません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	446円00銭
1株当たり当期純利益	29円12銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月6日

フジテック株式会社
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 宮本 富雄 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 太田 励 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 木下 隆志 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジテック株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な会計方針に係る事項 4. 収益および費用の計上基準 完成工事高および完成工事原価の計上基準（会計方針の変更）に記載の通り、会社は工事契約に関する会計基準および工事契約に関する会計基準の適用指針を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要のほか、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人大阪監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月10日

フジテック株式会社 監査役会

常勤監査役	松原敏之	㊞
監査役	中野正信	㊞
監査役	佐伯照道	㊞

(注) 監査役 中野正信及び監査役 佐伯照道は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当社は利益配分に関しては、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題と捉え、企業基盤の長期的安定を図る内部留保とのバランスを考慮した適切な配分を基本方針としております。

期末配当金につきましては、当事業年度の連結業績を勘案し、1株当たり6円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間配当金は、中間配当1株当たり4円と合わせ、1株当たり10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額561,473,154円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員8名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	内 山 高 一 (昭和26年7月16日生)	昭和51年4月 当社入社 昭和53年12月 当社取締役 昭和56年12月 当社常務取締役 平成元年11月 当社専務取締役 平成4年6月 当社代表取締役副社長 平成12年6月 当社代表取締役会長 平成14年6月 当社代表取締役社長、現在に至る 平成17年7月 当社執行役員社長、現在に至る 平成20年10月 当社グローバルオペレーション本 部長 平成21年5月 当社グローバルオペレーション本 部長兼米州担当 平成22年4月 当社グローバル事業本部長兼米州 担当兼中国担当、現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ウチヤマ・インターナショナル代表取締役社長	533,358株
2	関 口 岩 太 郎 (昭和21年10月22日生)	昭和49年4月 当社入社 平成6年4月 当社子会社富士達股份有限公司総 経理 平成13年6月 当社取締役 平成16年6月 当社子会社フジテック (HK) CO., LTD. 代表取締役社長 平成17年7月 当社グローバル執行役員東アジア 担当 平成18年6月 当社子会社富士達股份有限公司董 事長 平成19年4月 当社執行役員副社長、現在に至る 平成21年4月 当社総務本部長兼中国担当兼東ア ジア担当 平成22年4月 当社代表取締役、現在に至る 平成22年4月 当社国内事業本部長兼新設事業部 長、現在に至る	14,028株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	野木正彦 (昭和22年11月25日生)	昭和52年12月 当社入社 平成11年10月 当社執行役員 平成19年4月 当社常務執行役員 平成20年10月 当社総合企画本部長兼東京本社IR・広報担当 平成21年4月 当社専務執行役員、現在に至る 平成21年6月 当社取締役、現在に至る 平成22年4月 当社総合企画本部長兼総務本部長兼人材開発センター担当、現在に至る	11,437株
4	北川由雄 (昭和23年11月25日生)	平成13年1月 当社入社 平成14年10月 当社財務本部長、現在に至る 平成15年7月 当社執行役員 平成18年7月 当社常務執行役員 平成21年4月 当社専務執行役員、現在に至る 平成21年6月 当社取締役、現在に至る	9,503株
5	※ 西垣博志 (昭和24年1月5日生)	昭和47年3月 北海道大学工学部電気工学科卒業 昭和47年4月 富士電機製造株式会社(現富士電機ホールディングス株式会社)入社 平成11年4月 同社電機システムカンパニー 火力・原子力事業部副事業部長 平成15年6月 富士電機パワーサービス株式会社 取締役社長 平成16年6月 富士電機システムズ株式会社取締役 平成19年6月 同社常務取締役 平成20年4月 富士電機リテイルシステムズ株式会社取締役副社長 平成20年6月 同社代表取締役社長 平成20年6月 富士電機ホールディングス株式会社 取締役、現在に至る (重要な兼職の状況) 富士電機ホールディングス株式会社取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	花川 泰雄 (昭和20年2月3日生)	昭和43年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成4年6月 株式会社日本長期信用銀行証券運用企画部長 平成9年6月 第一証券株式会社常務取締役 平成10年6月 ニッセイアセットマネジメント株式会社常務取締役 平成15年9月 名古屋商科大学総合経営学部教授 平成16年4月 名古屋商科大学会計ファイナンス学部教授 平成19年6月 当社取締役、現在に至る	5,702株
7	稲葉 和夫 (昭和26年6月8日生)	昭和53年4月 高知大学人文学部経済学科助手 昭和56年4月 高知大学人文学部経済学科助教授 昭和61年4月 立命館大学経済学部助教授 平成5年4月 立命館大学経済学部教授、現在に至る 平成19年6月 当社取締役、現在に至る	1,438株

- (注) 1. 内山高一氏は株式会社ウチヤマ・インターナショナル代表取締役社長であり、当社と当社との間には、土地・建物の賃貸借、貸付の取引関係があります。
2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における本人の持分が含まれています。
4. ※印は新任候補者であります。
5. 候補者のうち、西垣博志、花川泰雄、稲葉和夫の各氏は、社外取締役候補者であります。
6. 花川泰雄、稲葉和夫の両氏は、株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合引き続き独立役員となります
7. 社外取締役の候補者とした理由は次のとおりであります。
- (1) 西垣博志氏につきましては、富士電機ホールディングス株式会社の取締役および富士電機リテイルシステムズ株式会社の代表取締役社長をはじめ富士電機グループ各社の取締役として、その豊富な経営経験から当社経営全般について助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 花川泰雄氏につきましては、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、また、会社経営、金融業務に関する豊富な経験と幅広い見識および大学教授としての専門的な知識・経験を生かし、当社経営全般について助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
- (3) 稲葉和夫氏につきましては、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、また、大学教授としての専門的な知識・経験等を生かし、社外取締役として職務を適切に遂行することができ、当社経営全般について助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である大阪監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により、退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましても、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	太陽ＡＳＧ有限責任監査法人 (英文名称：Grant Thornton Taiyo ASG)	
事務所	主たる事務所 東京都港区赤坂八丁目5番26号 赤坂D Sビル西館 業務執行社員の執務する事務所 大阪府大阪市北区西天満四丁目4番13号 三共ビル梅新 その他の事務所 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目6番23号 第三堀内ビル	
沿 革	昭和46年9月 太陽監査法人設立 昭和60年9月 元監査法人設立 平成3年4月 アクタス監査法人設立 平成6年10月 グラント・ソントン・インターナショナル加盟 平成11年4月 元監査法人とアクタス監査法人の合併によりアクタス元監査法人となる 平成13年7月 エーエスジー監査法人に社名変更 (平成15年2月からASG監査法人) 平成18年1月 太陽監査法人とASG監査法人の合併により太陽ASG監査法人となる 平成20年7月 有限責任組織形態に移行 太陽ASG有限責任監査法人となる	
概 要 (平成22年3月31日現在)	資本金	182.5百万円
	構成人員	
	公認会計士	121名 (代表社員、社員、特定社員含む)
	公認会計士合格者等	158名 (その他監査従事者含む)
	その他職員	37名
	合 計	316名
	関与会社数	471社 (被監査クライアント数)

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

当社は、平成19年5月11日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、同年6月27日開催の当社第60期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、平成22年6月25日開催予定の当社第63期事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成22年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、旧プランの内容を一部改定したうえ、3年間更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

なお、本更新に伴う旧プランからの主たる変更点は、①大規模買付者（Ⅲ．2．（1）に定義されます。以下同じ。）に対して情報の提供を求める期限の定めを、当社取締役会ではなく独立委員会が行うとしたこと、②大規模買付者から提供される情報の十分性については、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当社取締役会がこれを判断し、その結果、当社取締役会が不十分であると判断した場合には、独立委員会に諮問し、独立委員会による適宜の回答期限の決定を経たうえで、取締役会が大規模買付者に対して追加的に必要情報を要求するとしたこと、③本プラン所定の場合において、対抗措置の発動に関して株主意思の確認を行う手続きを明記したこと、④対抗措置を新株予約権の無償割当て（その主な内容は別紙2「新株予約権概要」に定めるとおりです。以下同じ。）に限定し、その他の措置の発動の余地を排除したことなどです。

また、旧プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外監査役および社外有識者のみから構成される独立委員会を設置いたしました。独立委員会は引き続き諮問機関として機能し、独立委員会の客観的な判断を経ることにより本プランの透明性を確保いたします。

つきましては、下記内容の本議案（本プラン）のご承認をお願いするものであります。

I 会社支配に関する基本方針について

当社は昭和23年に創業以来、エレベータ、エスカレータ、動く歩道の専門メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界20の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあうグローバル生産・調達体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切に、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザー、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を養成し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

II 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

当社グループは会社支配に関する基本方針の実現をめざす特別な取組みとして、下記Ⅲで記載するもののほか、以下の取組みを行っています。

1. 中期経営計画に基づく取組みについて

当社グループは、会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、平成19年4月から進めてきた中期経営計画(Regeneration for Quality)に続き、平成22年4月から新しい中期経営計画(One Goal, One Fujitec)をスタートさせました。

新中期経営計画では、

- ①グローバル、特にアジアを今後最も成長するエリアと位置付け、ポジションを高める。
 - ②国内事業を構造改革し、新設事業の収益改善とアフターマーケットのポジションを高める。
 - ③安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応えるために、人材の育成を強化する。
- という3つの経営ビジョンを掲げ、グローバル市場でのプレゼンスをより一層高め、企業価値の更なる増大に努め、世界のステークホルダーから高い信頼を得る企業組織体へと進化することを経営方針の中核としています。

2. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主、顧客、ユーザー、取引先、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公平かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めています。

(1) グループガバナンス体制の強化

当社は、経営の透明性、客観性を確保し、監督機能を有する取締役会のチェック機能

を強化するために、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、さらには変化の激しい経営環境に機敏に対応するために、取締役および執行役員
の任期を1年としています。また、取締役会から独立した監査役会を設置し、監査役の
職務を円滑に遂行するために監査役スタッフを監査役室に置いています。

(2) コンプライアンス体制の強化

当社は、適正な企業活動を推進するために必要な法令および企業倫理等遵守の周知徹底を図ることを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しています。当委員会
では、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定のうえ、コンプライアンス
活動を推進しています。この活動の一環として、全社員に対する集合教育またはeラー
ニングによるオンデマンド教育を行うほか、職種・部門毎に適宜、講習会等を励行し、
参考事例、関係法令等の周知、啓蒙活動を行っています。なお、コンプライアンスに関
する社内通報制度として「コンプライアンス相談デスク」を開設しており、職制ライン
によらずして各社員から直接に相談、通報等を受けることのできる体制を採っており、
これによって不正行為の未然防止を図っています。

(3) リスク管理体制の強化

当社は、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、事業リスクの
低減と倫理・遵法、環境、品質問題など社会的に大きな影響を与えるリスクの根絶を目
指し、リスクの早期発見とその対策に取り組んでいます。この下位組織として、「リス
クマネジメント運営委員会」を設置して、リスクマネジメントが全社的に機能するよ
う、情報の収集および指導・管理を行い、企業を取り巻く潜在的なリスクに対して、迅
速かつ的確な対処を行っています。

(4) 内部統制の強化

当社は、平成18年5月1日に施行された会社法に対応し、「内部統制基本方針」を取
締役に於いて決議すると共に、この方針に基づいて当社グループの内部統制システム
を構築し、内部統制推進担当部門において内部統制活動を推進しています。また、平成
20年4月1日以降「金融商品取引法」によって要求された「財務報告に係る内部統制の
評価及び監査」に対応するため、業務プロセスの見える化などを図り、内部統制システ
ムの整備を実施しています。

Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針 の決定が支配されることを防止するための取組みについて

1. 本プランの目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の
賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益
に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支
配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の判断に基
づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われれます。したがって、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行ったうえで、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えています。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買収内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、本プランにおいて、大量取得の提案が行われた場合に大規模買付者および当社取締役会が遵守すべき手続きを客観的かつ具体的に定めるものです。

なお、平成22年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者およびその特定株主グループ（下記（2）において定義されます。以下同じ。）に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当て（その主な内容は別紙2「新株予約権概要」に定めるとおりとします。）を行います。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、かかる独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。独立委員会の委員は、上林孝典氏、土肥孝治氏、および中野正信氏であります（各委員の氏名および略歴については別紙1をご参照願います。）。

また当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意識確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 対象となる買付等

本プランは、(i) 特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為（売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法第6条第2項若しくは第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同じ。）、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為または、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等⁴（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といいます。）を適用対象とします。

¹特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。）または、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

²特定株主グループが、脚注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の

準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、(ii)特定株主グループが、脚注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができますものとします。

³金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、別段の定めない限り、同じとします。

⁴共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

(3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ. 2. (2)に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

(4) 大規模買付者による情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。なお、大規模買付者に対しては、独立委員会が適宜提出期限を定め、当社取締役会が本必要情報の提供を求めるものとします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員、業務執行組員、その他の構成員およびこれらの者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、当社が行う事業経営の経験等を含みます。）
- ②大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容

(そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます。) および取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

- ⑤当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧その他当社取締役会若しくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。その結果、不十分であると判断した場合には、独立委員会に諮問し、独立委員会が適宜回答期限を定めたいうで、当社取締役会が、大規模買付者に対し、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(5) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会および独立委員会が、大規模買付者より情報提供が十分になされたと判断した場合には、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)の検討期間(以下「取締役会検討期間」といいます。)を設定します(いずれも初日不算入とします。)

ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要な範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大

規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先、従業員、地域関係者等から意見を聴取します。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者およびその特定株主グループは、取締役会検討期間が経過するまでは、大規模買付行為に着手することはできないものとします。

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1) 独立委員会の勧告

大規模買付行為が開始された場合、独立委員会は、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

①本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、下記(2)「対抗措置の発動要件」において定められる発動事由(以下「発動事由」といいます。)が存すると判断した場合、引き続き大規模買付者より情報提供や大規模買付者との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、対抗措置としての新株予約権(その主な内容は別紙2「新株予約権概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施することを勧告します。

また、独立委員会は、ある大規模買付行為について下記(2)「対抗措置の発動要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ当該実施に関して株主意思確認総会を開催することを勧告できるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に大規模買付者が大規模買付を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

②本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為について、株主意思確認総会の開催を勧告できる場合にもあたらなないし、また発動事由も存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、

対抗措置としての本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することになった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(2) 対抗措置の発動要件

本プランにおける対抗措置の発動要件は、下記のとおりです。

【発動事由その1】

本プランに定められた手続きに従わない大規模買付行為であり（大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

【発動事由その2】

次の①ないし⑦に該当する場合で、かつ対抗措置を発動することが相当である場合。

- ①下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合。
 - (i) 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為。
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為。
 - (iii) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為。
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為。
- ②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合。
- ③大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合。
- ④取得行為の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社および当社グループの本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適當な大規模買付行為である場合。
- ⑤当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業

価値の毀損が予想される大規模買付行為である場合。

⑥大規模買付者による大量取得後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不
適当であるため、エレベータ事業、立体駐車場設備事業の安全性に支障をきたすおそ
れのある場合。

⑦その他④ないし⑥に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損す
ると認められる場合。

(3) 当社取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての本
新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を行うものとします。但
し、次の(4)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主
意思確認総会の決議に従うものとします。

(4) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、
上記(1)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株
主意思確認総会の開催を勧告した場合で、当社取締役会も株主意思を確認することが適
切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施
に関する株主の皆様意思を確認するものとします。

この場合、大規模買付者及びその特定株主グループは、株主意思確認総会における決
議が終了するまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(5) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規定・規
則等に従い、本プランの各手続きの進捗状況、または独立委員会による勧告等の概要、
当社取締役会の決議の概要、当社株主意思総会の決議の概要、その他独立委員会または
当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

4. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要
な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様提供
し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的とし
ています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に
応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・
株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本更新は、当社
株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社
株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えています。

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、大規模買付行為に対する対抗措置とし
ての新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過
ぎず、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、当社株主の皆様は直接具体的

な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当該決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

また、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会または株主意思確認総会において、対抗措置としての本新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告します。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権を行使して株式を取得するためには、一定の期間内に、一定の金額の払い込みを完了していただく必要があります。

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項にしたがい新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払い込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

なお、これらの手続きの詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知しますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令・金

融商品取引所の規定・規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、並びに修正・変更等の場合にはその内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

IV 本更新が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社では、本更新にあたって、以下の理由から、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、平成20年6月30日付の企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案しております

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

本プランによって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

3. 株主意思を重視するものであること

本更新は、当社の本定時株主総会において、旧プランを一部改定している本プランに係る委任決議がなされることによりなされるものです。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動について株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されて

おり、且つ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長およびその内容には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、旧プランの導入にあたり、発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成されます。なお、独立委員会の規則の概要については別紙4を参照願います。

取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3. にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期の短縮

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しております。

したがって、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっております。

7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5. に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、大規模買付ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は時差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

別紙 1

独立委員会の委員の氏名・略歴

上林 孝典 (かんばやし たかすけ)

昭和5年3月18日生まれ

昭和28年 伊藤忠商事株式会社入社

昭和56年 同社 取締役

昭和59年 同社 代表取締役常務業務本部長

昭和61年 同社 業務グループ担当兼開発グループ担当兼情報通信総合企画室担当

平成元年 同社 代表取締役副社長社長補佐兼繊維部門分掌

平成4年 タキロン株式会社 代表取締役会長

平成8年 同社 取締役相談役

現在 伊藤忠商事株式会社 理事、タキロン株式会社 名誉顧問

土肥 孝治 (どひ たかはる)

昭和8年7月12日生まれ

昭和33年 検事任官

平成4年 次長検事

平成5年 大阪高検検事長

平成7年 東京高検検事長

平成8年 検事総長

平成10年 弁護士登録 (現職)

中野 正信 (なかの まさのぶ)

昭和22年2月6日生まれ

昭和45年 監査法人中央会計事務所入所

昭和50年 公認会計士登録 (現職)

平成元年 中央新光監査法人代表社員

平成12年 中野正信公認会計士事務所開設

平成14年 税理士登録 (現職)

平成17年 税理士法人T A S 設立代表社員 (現職)

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項を付するか否か、その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）および取得がなされる日までに上記特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち上記特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

③取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

当社の大株主の状況

平成22年3月31日現在の当社大株主の状況は次のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
		%
シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク	13,852	14.80
株式会社ウチヤマ・インターナショナル	10,025	10.71
富士電機ホールディングス株式会社	5,089	5.43
クレジットスイスアーゲーチューリッヒ	4,571	4.88
株式会社りそな銀行	4,203	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,904	4.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,110	3.32
メロンバンク トリーティー クライアーツ オムニバス	2,478	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,217	2.36
株式会社みずほコーポレート銀行	1,989	2.12

- (注) 1. 持株比率は、自己株式188,458株を控除して計算しています。
2. 次の法人から金融商品取引法に基づく大量保有（変更）報告書の提出があり、次のとおり株式を保有している旨報告を受けていますが、当期末現在における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には含めていません。
- その大量保有（変更）報告書の内容は次のとおりです。

保 有 者	保有株券等の数 および保有割合		報告義務発生日
リバーバンク・ホールディングス・コーポレーション他1社	18,252千株	19.47%	平成20年12月24日
株式会社りそな銀行他1社	7,676千株	8.19%	平成21年4月15日
ジエルジー・パートナーズ・インターナショナル・リミテッド	4,104千株	4.38%	平成21年4月15日
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー	3,869千株	4.13%	平成20年2月12日
トゥイデー・ブラウン・カンパニー・エルエルシー	3,727千株	3.97%	平成20年12月31日
アクサ・ローゼンバーク証券投信投資顧問株式会社	3,717千株	3.96%	平成22年4月30日
モルガン・スタンレー証券株式会社他7社	3,378千株	3.60%	平成20年2月15日

以上

独立委員会の規定の概要

- ・ 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公平で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図



JR米原駅より車で10分

JR彦根駅より車で15分

近江鉄道フジテック前駅より徒歩で7分

名神高速道路彦根ICより車で15分

JR米原駅・JR彦根駅から送迎バスのご案内

- 乗車場所 JR米原駅西口 ロータリー
JR彦根駅東出口 ロータリー
- 発車時刻 9:00 9:30

お帰りは、ビッグウイングからJR米原駅またはJR彦根駅までお送りいたします。